

下條村 住宅リフォーム等補助事業補助金交付要綱

第1条（目的）

この事業は、下條村内の住宅関連産業を中心とした地域経済活性化を図るとともに、住民の生活環境の向上を目的に、住宅リフォーム経費の一部を補助する。

第2条（補助対象）

補助の対象となる施設（以下「対象施設」）は、当該年度の固定資産税が納付されており、次に該当する施設で、村内の施工業者、村内に事業所等をおく施工業者、また、それに準ずる者が施工する工事であること。ただし固定資産税が課税されていない施設はこの限りではない。

- （1） 村内に住民票をおき、村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のない住民が居住している家屋、及びその家屋に関する施設。（一般住宅）
- （2） 村内に住民票をおき、村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のない住民が共同使用している家屋、及びその家屋に関する施設。（集会所等の共同施設）
- （3） 過去に当該補助金を受けていない施設、または、すでにこの補助金を受け第5条の限度額を達していない施設。

第3条（対象工事）

補助の対象となる工事は、次のいずれかに該当し、工事に係る経費が20万円以上のものに限る。

- （1） 住宅の増改築・修繕・一部改築、壁紙・障子・襖・畳等の張り替え、外壁等の塗装、屋根修理、窓・トイレ・風呂・給排水改修、フェンス・石積み・ブロック積み、電気施設・進入道路・農作業小屋改修、車庫改修等の工事。
- （2） 住宅耐震改修工事の補助対象以外の工事。
- （3） その他、村長が認める経費。

第4条（対象外工事）

次の事項にあてはまる経費は、補助の対象外とする。

※別表のとおり

第5条（補助金の額）

補助金は次のとおりとする。

- (1) 補助金は、村内施工業者等による20万円以上の工事の4分の1とし、千円未満を切り捨てる。なお、上限は1世帯60万円とする。
- (2) 補助金の交付は1施設につき1回とし、同一世帯で他の対象工事を行う場合は、当該補助金限度額から過去に交付された補助金を差し引いた額まで申請可能とする。
なお、上限額に達した者は、5年間は申請できない。
- (3) 自然災害等により共済金等が支払われる場合については、対象工事費から支払われる金額を差し引いた額を対象工事費とする。
- (4) 上記の世帯とは、生計を同じくする者の集団を指す。

第6条（補助申請）

補助金交付申請書（様式第1号）は、補助対象者は着工前に次に掲げる書類等を添えて村長に提出するものとする。

また、施行業者、それに準ずる者が提出する場合は、補助対象者の委任を受けて提出するものとする。

- (1) 実施計画書（様式第1号の2）
- (2) 工事見積書
- (3) 平面図（工事箇所分かる図面）
- (4) 対象施設の位置図
- (5) 工事予定箇所の写真

第7条（交付決定）

村長は、前条の申請書の提出がされたときは、その内容について調査し、及び確認した上、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第8条（計画変更の承認申請及び決定）

前条により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」）は、交付決定の通知を受けた後において、交付申請の内容を変更しようとするとき、または、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止申請書（様式第3号）に実施変更計画書（様式第3号の2）を添付し、村長に提出しなければならない。

村長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

ただし、補助金額及び大幅な工事内容の変更が無い場合はこの限りでない。

第9条（実績報告）

補助対象者は、対象工事等が完了した後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 実施決算書（様式第5号の2）

- (2) 領収書の写し
- (3) 写真（工事前、工事中、完成）

第10条（補助金の額の確定）

村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

第11条（補助金の請求及び交付）

前条により確定通知書を受けた者は、確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日または、交付決定のあった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

第12条（補足）

要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附則

（施工期日）

この要綱は平成23年10月1日から施行し、同日以降、当該年度の3月31日までに完成した工事の申請に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成25年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（別表）

対象とならない工事

- ・国の住宅耐震工事以外で、他に補助のある工事。
- ・門・庭に関する工事。

- ・電話・インターネットの配線工事。
- ・浄化槽・水道への接続工事
- ・宗教関係施設

次の製品等は補助基本額の対象外とする。

- ・家電製品
その金額にかかわらず、テレビ、ファンヒーター、冷蔵庫、食器洗浄機、電子レンジ、オーブンレンジ、炊飯器、照明器具、その他これらの製品に類するもの。
- ・厨房製品
その金額にかかわらず、システムキッチン、ガスコンロ、IHクッキングヒーター、換気扇、その他これらの製品に類するもの。
- ・衛生設備用品
その金額にかかわらず、システムバス、洗面化粧台、シャワートイレ便器、給湯器、その他これらの設備等に類するもの。
- ・その他設備製品
その金額にかかわらず、発電設備、エコキュート設備、太陽温水設備、カーテン、その他これらの設備に類するもの。

第8条（計画変更の承認申請及び決定）中の大幅な工事内容の変更とは、申請された箇所とは異なる新たな工事箇所の追加等をいう。